

○総務省令第四十号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十六条第五項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。